

市税収納事務の委託告示書

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

委託事務	次に掲げる市税の収納事務 市・県民税(普通徴収・特別徴収)※、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、法人市民税、事業所税、国民健康保険税 ※市・県民税は令和6年度課税から森林環境税を含む。
委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
受託者	株式会社第四北越銀行
	地銀ネットワークサービス株式会社
	株式会社しんきん情報サービス
	株式会社セイコーマート
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ファミリーマート
	株式会社ポプラ
	ミニストップ株式会社
	山崎製パン株式会社
	株式会社ローソン
	PayPay株式会社
LINE Pay株式会社	